

令和2年（ワ）第32232号 国家賠償請求事件

原告 株式会社 Bot Express

被告 国

原告第一準備書面

令和3年8月26日

東京地方裁判所 民事第44部甲合議2A係 御中

原告訴訟代理人弁護士 水 野 泰 孝



同 加 藤 由 利 子



頭書事件につき、原告は、被告作成の令和3年5月17日付け準備書面(1)（以下「被告準備書面(1)」という。）を踏まえ、原告の主張の補充及び被告の主張に対する反論を行う。

目次

第1 原告が設定する争いの局面に関して（損害論を含む）	2
1 原告が設定する争いの局面	2
2 本サービスの位置付け	2
3 埼玉県和光市の回答	3
4 愛知県東郷町の回答	4
5 本通知の発出及び存在により、原告が本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じていること	6
6 原告には100万円を下らない損害が発生していること	7
第2 本通知における法解釈の誤り	8

1 はじめに.....	8
2 住民票の写しの交付請求について押印手続が廃止されたこと	8
3 本通知における法解釈は正しくないこと.....	9
別紙：「GovTech Express」導入自治体一覧（住民基本台帳を備える自治体に限定）	11

第1 原告が設定する争いの局面に関して（損害論を含む）

1 原告が設定する争いの局面

原告は、本通知は法令の解釈を誤るものであり、本通知の発出及びその存在により原告が市町村に対して本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じているなどと主張し、これによる損害の賠償を求めるものであるところ、原告は、既に原告が提供する「GovTech Express」のサービスを導入している自治体において本通知の存在を理由に本サービスを利用することができていないことを、本訴訟における争いの局面として設定するものである。

つまり、原告は、本通知の存在により自治体との間でそもそも契約ができないという土俵にて争うものではなく（実体としてそのような自治体もないわけではないが、本件の争いとしてこの局面を切り取るものではない）、本通知の存在が「GovTech Express」の有する機能の一つである本サービスの利用の障害になっているとの土俵において争うものである。

2 本サービスの位置付け

- (1) 原告は、LINE 株式会社が提供するアプリケーション「LINE」を用いて、「役所のもう一つの窓口を LINE に開設する」とのコンセプトを具体化したサービスである「GovTech Express」を自治体（厳密には、自治体以外の行政機関を含む）に対して提供している（甲2，甲3，甲16）。
- (2) 原告が、本訴訟においてその適法性を主張するところの本サービス（電子署名を行い電子証明書と併せて送信する方法ではなく、画像認証の方法により本人確認を行うことにより、住民票の写しの交付請求を LINE を利用して行うサービス）は、前記1の「GovTech Express」が有する機能の一部である。

「GovTech Express」を導入した自治体は、本サービスの機能を用いると判断をすれば、

直ちに本サービスを利用することができる。この意味で、「GovTech Express」を導入した自治体において、本サービスを利用することそれ自体について格別支障があるものではない（本サービスを利用するために一から契約をするといった局面ではなく、本サービスを利用するという判断をすればよいだけであるといえる）。

本サービスは「GovTech Express」の機能の一部であり、本サービスそれ自体に別途の利用料は設定されていないが、本サービスを利用するにはeKYC (electronic Know Your Customer) のオプション費用（利用料月額5万円（税別））と住民票に係る事務の担当課の職員向けライセンス費用（職員1名あたり月額4000円（税別））は発生することになる。

- (3) 令和3年6月1日時点において、住民基本台帳を備える自治体のみをみても、「GovTech Express」は、別紙のとおり、合計55の自治体において導入されている。

このうち、現時点において本サービスを利用しているのは、本通知が発出される契機となった渋谷区のみである。原告において、「GovTech Express」を導入している自治体の一部に対して照会を行ったところ、「GovTech Express」を導入しながらも本サービスの機能を用いていないのは本通知が存在するためであるとの回答が書面にて明示的になされた。後記3において埼玉県和光市からの回答を、同4において愛知県東郷町からの回答を、それぞれ例示列举の趣旨にて説明する。

3 埼玉県和光市の回答

- (1) 原告は、埼玉県和光市に対し、令和2年6月より、「GovTech Express」のサービスを提供している（令和3年度の契約について、甲17の1及び同2）。

和光市は、「行政改革」の一つとして「LINE との協働連携事業」を謳い（甲18の1）、LINE のトーク機能を用いた各種申請を受け付けているが、現時点において、本サービスはその対象から外されている（同2）。

- (2) 原告が和光市に対して、住民票の写しの交付請求に関して本サービスを利用していない理由を照会をしたところ、和光市から下記の説明が書面によりなされた（甲19）。

記

総務省自治行政局住民制度課長による令和2年4月3日付け総行住第55号「電子情報処

理組織を使用して本人から住民票の写しの交付請求を受け付ける場合の取扱いに係る質疑応答について（通知）」が発出されているため、貴社が現在提供されている住民票の写しの交付請求を LINE を通して行う機能については活用していません。

なお、総務省に対して、明示的に導入可否について、当市から照会を行ったことはありません。

また、住民票の写しの交付請求を LINE を通して行うことについては、住民の利便性を大きく向上させる取組であることから、通知の撤回又はそれに準ずる行為がなされた場合には、本市の情報セキュリティポリシー等との適合性などを再度精査したうえで、この機能を活用することは検討対象になると考えています。

(3) 和光市の説明によれば、本通知が存在しているため「GovTech Express」が有する機能のうち本サービスを利用していない、本通知が撤回等された場合には本サービスを活用することを検討するとのことである。仮定の話であるため「検討対象になる」との表現が用いられているが、実際のところ、本通知が撤回等されれば本サービスを利用するということであるといえる。

4 愛知県東郷町の回答

(1) 原告は、愛知県東郷町に対し、令和2年11月より、「GovTech Express」のサービスを提供している（令和3年度の契約について、甲20の1及び同2）。

東郷町では、LINE のトーク機能を用いた各種申請を受け付けているが（甲21）、現時点において、本サービスはその対象から外されている（なお、甲21の冒頭に LINE を通して「住民票の申請」を行うことができる旨の記載があるが、ここにいう「住民票の申請」は住民票の写しを窓口で受け取るための予約の申請であり、窓口にて本人確認を行うことを予定しているものであって、本サービスとは異なる内容である）。

(2) 原告が東郷町に対して、本サービスを利用していない理由について照会したところ、東郷町から下記の説明が書面によりなされた（甲22。東郷町内部の検討資料に関し、甲23及び甲24）。

記

令和2年11月から「GovTech Express」を利用するにあたり、住民票の写しの交付請求

を LINE を通じて行う機能を利用し郵送交付の実施を検討しましたが、令和2年4月3日付け「電子情報処理組織を使用して本人から住民票の写しの交付請求を受け付ける場合の取扱いに係る質疑応答について（通知）」が発出されていたため、本町の当時の現状（町民の利便性向上、行政の電子化の推進、コロナ禍における接触機会の低減を図るため、LINE を使用した電子申請郵送交付を実証実験として実施したい）を示したうえで、総務省に問い合わせたところ、県を通じて調整するよう求められた。県への相談結果については下記のとおりであり、電子署名を伴わない本人確認方法は適切でないと判断し、現在まで LINE を使用した電子申請郵送交付を実施していません。

今後、LINE アプリ及び「GovTech Express」が公的個人認証に対応した場合は、LINE を使用した電子申請郵送交付を実施したいと考えております。

なお、仮に公的個人認証に限らない本人確認方法が可能となった場合、町民の利便性向上、行政の電子化の推進、コロナ禍における接触機会の低減の観点から、より多くの方に郵送交付を利用してもらうため、公的個人認証を含め多様な本人確認方法に対応したいと考えております。

記

（令和2年10月13日）

町 町民の利便性向上、行政の電子化の推進、コロナ禍における接触機会の低減を図るため、LINE を使用した電子申請を実証実験として実施している先進自治体と同様の運用で考えている。

ただし、総務省からの通知で電子署名がないと本人確認ができず適切でないと技術的助言もあるため、問題がないか確認したい。

県 総務省からの通知に合致した運用方法なら問題はないが、確認のため手続きの流れの分かる書類を送ってほしい。

—「GovTech Express」機能説明書類を送付—

（令和2年10月15日）

県 この流れでは電子署名がないので、電子申請としての要件を具備しないため、総務省通知に反する。実証実験なら良いということはない。

(3) 東郷町では、令和2年11月より「GovTech Express」を導入するにあたり、本サー

ビスも利用すべく総務省に対して問い合わせをしたところ、愛知県を通じて調整するよう指示され（本通知が都道府県及び指定都市に対して発出されているものであることについて、甲9参照）、この指示を受けて東郷町が愛知県に照会をしたところ、本サービスは本通知に反するとして実証実験を含め不可である旨の回答がなされたため、本サービスの利用に至っていないとのことである。

5 本通知の発出及び存在により、原告が本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じていること

- (1) 本通知は、いわゆる「技術的助言」に位置付けられるものであるところ、法律論としては、普通地方公共団体が当該「技術的助言」に従って事務を処理する法律上の義務を負うものではないし、普通地方公共団体が「技術的助言」に従わなかったとしても不利益な取扱いを受けるものでもないとされてはいる。これらのことは、地方自治法の条文を読めば分かる話であり、原告としてもこれらの法律論それ自体を格別争うものではない。

しかし、法律上の建前論と、事実上の実体論は別であって、原告は、事実上の実体論として、本通知の発出により、原告が本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じていることを問題にするものである。

- (2)ア 前記3で述べた埼玉県和光市からの回答、及び、同4で述べた愛知県東郷町からの回答それぞれから分かるとおり、社会的事実として、本通知の存在が、「GovTech Express」を導入している自治体において本サービスを利用することの支障になっている。なお、原告からみれば、「GovTech Express」を導入している自治体は“顧客”であることもあり、現時点において本サービスを利用していない理由について網羅的に照会をしたものではないが、必要に応じて追加で照会を行うことも検討しているところである。

イ また、本通知に係る被告（総務省自治行政局住民制度課）の対応に関して、原告が令和3年5月27日付け求釈明申立書により求釈明を行ったところ、被告は同年7月8日付け回答書により回答を行った。ここにおいて、被告は、「法令の規定に基づき適切に対応することとなる」と繰り返し述べている。

つまるところ、被告（総務省自治行政局住民制度課）は、電子情報処理組織を使用して住民票の写しの交付請求を行うにあたっては、電子署名を行った上で、当該電子署名

を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せて送信しなければならない旨の自治体への説明及び働き掛けを続けていくということであろう。

ウ 現時点において、画像認証方式による本人確認の手続によって電子情報処理組織を使用して住民票の写しの交付請求を行うサービスを提供しているのは、日本全国をみても原告のみである。また、本通知は渋谷区が本サービスの提供を開始したことを受けて発出されたものであることそれ自体については、被告においても争いはない。

つまるところ、本通知は、事実上原告に対して向けられたものと優に評価することができる。

エ 上記アないしウも含めた一連の経緯を総合的にみれば、本通知の発出及び存在により、原告が本サービスを提供することについて現に重大な支障が生じていると優に認められる。

6 原告には100万円を下らない損害が発生していること

- (1) 訴状・第7・3（30頁）で述べたとおり、原告が本通知の発出により原告に生じた損害として主張するものは、①自治体が本サービスを利用することができないことによる逸失利益と、②原告が本サービスは適法であることを確認するために別件訴訟を提起したことに要した弁護士費用である。原告は、各損害の発生について、選択的、かつ、一部請求の趣旨にて、主張するものである。
- (2) 上記(1)にいうところの「①自治体が本サービスを利用することができないことによる逸失利益」の具体的な内容を特定すると、下記のとおりとなる（今後の争いの中で主張を追加することはある。）。

記

ア 埼玉県和光市において本サービスを利用できないことによる損害

次の計算式によって算出される金額

(eKYC のオプション費用として月額5万円（税別）＋担当者のライセンス費用の最低額4000円（税別））×「GovTech Express」が導入された令和2年6月から本訴訟の口頭弁論終結日までの経過月数

※なお、令和3年8月26日時点において、5万4000円×14か月＝75

万6000円

イ 愛知県東郷町において本サービスを利用できないことによる損害

次の計算式によって算出される金額

eKYC のオプション費用として月額5万円（税別）＋担当者のライセンス費用
の最低額4000円（税別））×「GovTech Express」が導入された令和2年
11月から本訴訟の口頭弁論終結日まで経過の月数

※なお、令和3年8月26日時点において、5万4000円×9か月＝48万
6000円

- (3) 上記(1)にいうところの「②原告が本サービスは適法であることを確認するために別件訴訟を提起したことに要する弁護士費用」については、訴状において述べたとおり、別件訴訟の提起にあたり原告が原告訴訟代理人弁護士に対して支払済みの弁護士費用の一部である100万円を損害として設定するものである。

ちなみに、別件訴訟は係属中であり、次回期日は令和3年10月19日に開かれ、同期日において原告代表取締役の当事者尋問の採否が判断される予定となっている（別件訴訟においては、いわゆる確認の利益の有無が争点となっており、現時点で本通知の法解釈の是非については特段議論にはなっていない）。

第2 本通知における法解釈の誤り

1 はじめに

原告は、本通知における法解釈は誤りであるとして本通知の発出行為の違法性を主張し、被告は、被告準備書面(1)において、本通知における法解釈（電子情報処理組織を使用した住民票の写しの交付請求についてデジタル手続法総務省令4条2項本文が適用される一方で、同項ただし書が適用されないとする法解釈）に誤りはない旨をるる反論する。

本通知における法解釈は正しくないが、原告としては議論それ自体としては被告と概ねかみ合っているとの印象をもっている。

2 住民票の写しの交付請求について押印手続が廃止されたこと

被告としてあえて触れないようであるが、本通知における法解釈の是非を検討するにあた

っては、住民票の写しの交付請求について押印が廃止されたことについても留意する必要がある。

すなわち、令和2年7月17日付け閣議決定「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び同日付け閣議決定「規制改革実施計画」に基づいて、法令等又は慣行により国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続について見直しがなされることになり、住民票の写しの交付請求についても、押印が廃止されることになった（甲25。ちなみに、住民票の写しの交付請求において押印を廃止することを検討するに際しては、同請求における押印の根拠について「法令・告示の根拠なし」と正しく整理されている）。

これは、住民票の写しの交付請求は、少なくとも押印を存続させるほどは「厳格」な手続としては位置付けられなかったことを現しているともいえる（甲26，甲27。甲26の根拠別集計から、たとえ押印が求められる根拠につき「法令・告示の根拠なし」の場合であっても、押印が残されているものがあることも分かる）。

3 本通知における法解釈は正しくないこと

(1) 被告は、本通知における法解釈の正しさを主張する文脈において、「したがって、結局のところ、デジタル手続法総務省令4条2項ただし書による本文が定める厳格な本人確認方法を免除することが許容されるか否かは、申請等に係る各個別の根拠法令の規定やその趣旨等を踏まえて、厳格な本人確認が要求される手続であるか否か解釈される必要があるというほかない。」（被告準備書面(1)32頁2行目から同頁6行目）、「厳格な本人確認を求める住基法の趣旨や規定に照らしても、同法が、デジタル手続法総務省令4条2項本文の厳格な本人確認の方法以外の方法を許容するものと解することはできない」（同頁8行目から同頁11行目）などと主張する。

(2) 訴状において指摘したとおり、事務処理要領によっても住民票の写しの交付請求における本人確認書類は個人番号カードに限られているものではないし、必ずしも顔写真付きの書類である必要もない。郵便による住民票の写しの交付請求においては、本人確認書類の写しの送付をもって足りるともされている。

そして、いかなる書類をもって本人確認書類として足りると判断するかについては、住民基本台帳に関する事務について責任を負う立場にある市長村長の判断に委ねられている

(これは住民基本台帳に関する事務は典型的な自治事務であることの帰結であるともいえる)。

被告がいうところの「厳格」の正確な意味合いが判然としないところではあるが、住民票の写しの交付請求においては、少なくとも電子情報処理組織を用いて住民票の写しの交付請求を行うにあたって常に電子署名が要求されるといえるほどの「厳格」な本人確認の手續が求められているものではない。

- (3) もちろん、住民票の写しの交付請求における本人確認手續の重要性を否定するものではないし、電子署名を用いた本人確認方法は確実性が高いことは当然であるが、他方で、本サービスにおける本人確認手法は、犯罪収益移転防止法等が非対面の本人確認の方法として認める方法にも適合しているのであって、十分に「厳格」な本人確認の手續であるといえる。住民基本台帳事務を取り扱う市町村が、あるいは、これについて責任をもつ立場にある市町村長が、電子情報処理組織を用いて住民票の写しの交付請求を行うに際して行う本人確認方法について、犯罪収益移転防止法等が定める方法にも適合する画像認証方式で十分であると判断した場合において、当該本人確認手續が法令に照らして違法であるとしてこれを排斥することを正当化する論拠は全く見出せない。

前記2で述べたとおり、仮に被告が主張するように、住基法等が電子情報処理書組織を用いて住民票の写しの交付請求を行うにあたって常に電子署名が求められるといえるほどの「厳格」な本人確認手續を要求しているとすれば、住民票の写しの交付請求をするにあたり押印が廃止されることにはならなかったという指摘もできよう。

- (4) 住基法等の法令の定めにも照らして、本通知における法解釈は正しくないことは明らかである。

以 上